J U栃木オートオークションクレーム規約

《 その他の裁定について 》

1. 基本となるクレーム申立期限

クレーム受付期限は、中商連オートオークション統一ルール基準により原則としてオークション 開催日を含めて5日の17:00までとします。

電話または FAX での受け付けとします。事務局個人の携帯への連絡では受付となりません。最終日が休日、休業でも受付の延長はしません。最終日が休日、休業の場合 FAX にて受け付けます。休日、休業明け営業日の午前 10 時までに J U栃木に確認の電話連絡を入れるものとします。FAXの未着および確認連絡が無い場合は、受付となりません。

2. クレーム受付期限延長

落札車両が基本となるクレーム申立期限内に届かない場合、原則として車両到着日翌日の17:00 までクレーム受付期限の延長を認めるものとします。

ただし、J U栃木が認める遠隔地(下記イ参照)、J U栃木の搬出期限内(下記ロ参照)に搬出された場合に限るものとし、且つオークション開催日を含めて5 日以内の17:00 までに主催商組への申請を必要とします。

なお、期間延長の最長はオークション開催日を含めて10日以内の17:00までとします。

イ. クレーム延長対象となる遠隔地について

関連協管内(栃木県・新潟県・群馬県・茨城県・千葉県・埼玉県・東京都・神奈川県・ 山梨県・長野県)、福島県を除く地域を遠隔地と定め、クレーム受付期間の延長を認めます。

口. 車両搬出期限

搬出期限は開催日含む5日間(火曜日17:00までとなります。)

車両の搬出期限延長は認めますが搬出のされないお車に対してクレームの延長申請は受け付けません。

期限を過ぎても搬出されない車両に対しては開催日含む7日経過ごとにレギュラーコーナー出品手数料相当額のペナルティーが発生する場合があります。

- 3. 災害・天災・悪天候等やむを得ぬ事情(個人都合は除く)で、車輌未着の場合は通常クレーム期間内(オークション開催日を含む5日間)に申し出があった場合のみ、当会場の判断によりクレームの延長を認めます。
- 4. 「出品申込書」の記載内容との相違があった場合は、出品申込書の記載内容を優先とします。 出品一覧表・入力データ等は参考資料となります。資料の相違によるクレームは、一切受け付け しません。
- 5. クレームが発生した場合、当会場は、中立的立場で出品店・落札店双方と話し会います。双方とも、クレーム解決に向け、積極的に努力して下さい。
- 6. 当会場が下した裁定に従わない場合は、オークション参加の制限・入場停止等の処置を取る場合 もあります。

- 7. 当会場にて落札後、他のオークション等に転売した場合及び名義変更を完了してしまった場合には一切ノークレームとします。但し、走行距離・冠水・接合・盗難・当会場が認めた場合はこの限りではありません。
- 8. クレームの対象となる部品代(新品価格)が、初年度登録より 10 年未満又は走行距離 10 万キロ未満の場合 2 万円以下・初年度登録より 10 年以上又は走行距離 10 万キロ以上の場合 5 万円以下はノークレームとします。欠品も初年度登録より 10 年未満又は走行距離 10 万キロ未満の場合は 2 万円以下・10 年以上又は走行距離 10 万キロ以上の場合、5 万円以下はノークレームとします。工賃はクレームの対象としません。
- 9. クレームの申し立て及び受付は、クレーム受付期間内に一度の受付とし、同一車輌に対して複数 回のクレームは受付しません。但し、AA当日・搬出前のクレーム及び走行距離・グレード・年 式・その他、当会場が認めた場合はこの限りではありません。
- 10. 出品車両の乗車定員は「出品申込書」に記入する必要があり、特にバン・ワゴン系に於いての乗車定員未記入の場合は、当会場の判断によりクレームとなる場合があります。
- 11. 輸入車は、ディーラー車・並行車・モデル年式・登録年式を「出品申込書」に記入して下さい。 未記入の場合は不明扱いになります。
- 12. 社外品は、「出品申込書」の不良内容・欠品・注意事項の欄に記入して下さい。未記入の場合は クレームとなる場合があります。また、社外品が多数ある場合は「社外品多数」と記入して下さ い。
- 13. ローカルルールが一部適応になる場合があります。なお、ローカルルールは中商連オートオークション統一ルール基準に優先するものとします。
- 14. クレーム申し立てにより、ディーラー等にて見積もりを取る場合、その費用は落札店が負担するものとし、申し立てした日を含めて7日以内にJU栃木に見積り書を提出する事とする。但し、JU栃木が認めた場合、7日間延長ができる。申し立てをした日を含めて、7日以内に見積り書の提出がない場合、当該クレームの申し立ての意思が無いものとみなし、当該クレームを認めない。なお、JU栃木は催促及び期限の告知をしないので、クレーム申し立てをした会員が期限内に提出する事とする。
- 15. 部品支給にて対応する場合は、出品店より直接落札店へ送付できることとします。送料は出品店 負担とします。出品店が当会場に部品を持って来た場合は、落札店への送付費用実費を請求させ て頂きます。
- 16. ナビ・TV・オーディオ・エアコン等のリモコン・ナビロム等の付属品は、書類と一緒に当会場 へ提出するものとし、出品車に入れたままで盗難にあっても当会場に責任はなく、出品店の責任 としてクレームを受け付けます。
- 17. クレームでキャンセルとなった場合、成約料・落札料・落札店の掛かる諸費用(販売逸失利益は 含まない)は出品店負担となります。
- 18. 「R点」評価車両で、「出品申込書」に記載のある修復歴内容以外に事故部位があった場合でも 一切ノークレームとします。
- 19. 出品店は、瑕疵箇所・欠品等については自己申告が前提となっております。紛らわしい表現及び 見にくい表示の場合は当会場の判断によりクレームとします。
- 20. エンジン・ミッション不良・異音がある場合、「出品申込書」にその旨の記載が必要です。記載のない場合又は紛らわしい表現及び見にくい表示の場合はクレームとします。尚、エンジン・ミッション不良・異音の記載がある場合は、エンジン・ミッションについての不具合は一切ノークレームとします。
- 21. 落札店が、クレームの申し立てをする場合は必ず当会場に連絡するものとし、当会場に許可なく 出品店若しくは前名義人等に直接連絡することを禁止します。

- 22. 評価点付車輛が、再検査の結果「R点及び評価点違い」となりキャンセルとなった場合の落札店の掛かる陸送費は、出品店と当会場にて折半とします。
- 23. 出品車輌の内外装評価(A・B・C・D・E)並びに事故評価については、あくまでも参考であり、万一違いが生じたとしても一切ノークレームとします。
- 24. 輸出目的の為に落札した車輛で、書類到着又はクレーム申請前に日本を出国した場合は一切ノークレームとします。又、入国先のバイヤー等からクレームによるペナルティー等が発生しても当会場は一切認めないこととします。
- 25. 低価格車とは、落札価格が 20 万円未満の車輌(登録車・軽自動車)とします。尚、落札価格に 手数料、消費税等は含まれません。
- 26. オークション開催日の落札店都合によるキャンセルは、当該車輌のセリ終了後、商談成約 30 分以内に申し出があった場合のみ、ペナルティー5 万円+出品料+成約料+落札料を科してキャンセルとします。当該車輌のセリ終了後、商談成約 30 分以降に申し出があった場合は、双方の話し合いと致します。
- 27. オークション開催日の出品店都合によるキャンセルは、当該車輌のセリ終了後、商談成約30分以内に申し出があった場合のみ(ペナルティー10万円+出品料+成約料+落札料)を科してキャンセルとします。当該車輌のセリ終了後30分以降に申し出があった場合は、(ペナルティー10万円+出品料+成約料+落札料+当会場が認める諸費用(販売遺失利益は含まない)を科してキャンセルとする。
- 28. 非課税車輌と判明した場合の消費税返還受付期間は、書類発送後 10 日間とします。尚、課税車輌か非課税車輌かの判断につきましては、各メーカーのお客様相談室に問い合わせて、非課税車輌と回答があった場合のみ、消費税を返還致します。
- 29. 現状車は、機関・機構の不良・欠品等でも一切ノークレームとします。自走可能な車輌が後に何かの原因により自走不可となった場合でも、けい引が可能であればノークレームとします。
- 30. 現状車で冠水の申告がない場合はクレームとなります。クレーム受付期間は、AA当日を含む3ヶ月間とします。尚、JU栃木が相当と判断した場合に限り、ペナルティー5万円+諸経費とさせて頂きます。
- 31. 「出品申込書」のセールスポイントの欄は、出品車輌のセールスとなるもの(純正・社外品を問わず)を記入する欄とし、記入した装備品や内容が不良・欠品・記載違いの場合はクレームとなります。
- 32. 「出品申込書」の不良内容・欠品・注意事項の欄は、出品車輌の不良箇所・不良内容などを具体的に記入する欄、又は装備品の欠品・社外品装着がある場合の記入欄とさせて頂き、記入のない場合又は落札店に不利益を与える表現、表示はJU栃木・流通委員会判断によりクレームになります。
- 33. 車台番号の不鮮明なものや職権打刻車は、外車・国産車共に「出品申込書」の注意事項欄に記入して下さい。未記入の場合はクレームになります。
- 34. 「出品申込書」に虚偽の記入や記入に誤りがあった場合はクレームになります。尚、内容により ペナルティーを出品店に科します。
- 35. 「出品申込書」に車体色と色コードは必ず記入して下さい。基本的に車体色と色コードが違う場合は色コードを優先とします。
- 36. 車検証に形式に「改」が入っている場合は、「出品申込書」の形式欄に「改」を記入し構造変更 された車輌は注意事項欄に構造変更の内容を記入して下さい。
- 37. キャンピング車・放送宣伝車など8ナンバー登録車は、それぞれのキット付が標準です。「出品申込書」にキットの有無を記入して下さい。

- 38. メーター1 回転が証明できる車輌は、「出品申込書」の走行欄に合算距離を記入して頂き、必ず メーター1 回転の旨と現メーターを記入して下さい。尚、証明が出来ない場合は、メーター改ざ ん車扱いになります。
- 39. マイル表示の場合は、1.6 倍に変換した走行キロを「出品申込書」の走行欄に記入し、現在のマイルメーターは、注意事項に記入して下さい。
- 40. 出品車輌が車検付の場合は、「出品申込書」に車検月・登録番号を必ず記入して下さい。車輌に ナンバープレートが装着されていることが前提となります。名義変更中車輌(普通車)は出品出 来ません。出品された場合は、出品取消しとなります。(出品料は徴収致します。)
- **41.** ダブル移転(ディーラー会社合併を除く)、名義人死亡相続(共同相続)、法人解散等の書類は受け付けない。必ず名義変更後に書類を提出すること。
- 42. 落札店が名義変更し、自動車税の精算が終了した後に、抹消登録を行い、電話連絡を事務局にした場合に限り、自動車税の再精算を行います。
- 43. 書類の有効期限は当該AA開催日から30日以上あるものとする。

但し、再登録日より3日以内に連絡を頂いた場合のみ受付とします。

- 但し、出品票名変期限欄の記載したものについては、当該AA開催日から 20 日以上の書類有効期限とする。
- 尚、出品票名変期限欄の記載がAA開催日から20日に満たないものは出品できないものとする。
- **44.** スタート価格は、オークション開催日の「出品リスト」に記載されます。又、希望価格は、成約時の基本価格となりますのでいずれも必ず「出品申込書」に記入して下さい。
- 45. 「自賠責保険証」が離島の場合は、「出品申込書」に記入して下さい。未記入の場合は本土の「自賠責保険証」を提出頂きます。
- **46.** 事業用ナンバーのついている車輌は、出品出来ません。出品された場合は、出品取消しになります。(出品料は徴収します)
- 47. 出品店は「出品申込書」にナンバー応談と記載をして、落札店の申し出(オークション終了迄) により継続となった場合は、継続書類(納税証明書)を添付して提出するものとします。
- 48. リサイクル券有りの場合は、必ず「出品申込書」にリサイクル料金を記入して下さい。未記入の場合、セリ後の精算は致しません。
- 49. 車検満了日がAA開催日から30日未満の場合のみ、落札店からの申し出により、抹消依頼を受け付ける。但し、AA終了後までの受付とする。
- 50. 車検が切れている車輌は、「抹消謄本」で提出するものとします。抹消出品でナンバーを外し忘れて搬出されてしまった場合、出品店は落札店へ返送ペナルティーとして 5 千円支払うものとします。
- 51. 抵当権設定車輌又は差押え等の事実が成約後判明した場合、その費用は全て出品店責任にて負担し、抵当権・差押え解除の処理を行うものとします。
- 52. 落札店は、軽自動車の転入手続きの際、他府県に転入された場合、前課税者に税請求が発生しないよう軽自動車変更(転出)申請書にて手続きもしくは廃税申告書を全所轄市町村役場に提出して、その写しを当会場に送って下さい。自己申告等でその処理が不完全な場合は、落札店責任とします。出品店より申告を受けて1週間経過しても処置されない場合は、ペナルティーとして1万円を落札店より徴収し出品店に支払い、税止めは出品店で行うものとします。
- 53. S点における評価点相違のクレーム対応について 5点以下に落ちる場合よりクレームとします。

54. 特殊車輌のクレーム対応について

特殊・特装車輌等の上物は正常に作動することを基本とし、正常に作動しない場合はノークレームに該当する場合でもクレームになる場合があります。

3トン吊りクレーン車やタンクローリー車等を出品する際には、上物の検査証・証明書等の必要 書類の有無を記入して下さい。記入のない場合は「有り」とみなし期限切れの場合は「無し」と みなします。

●ノークレームの定義

初年度登録より 10年又は 10万キロ経過車輌

R点·低価格車輌

商談成約車輌

下記内容に当てはまるものは、ノークレーム車輌であってもクレームとします。(その他、当会場が相当と判断したもの)

●特殊。特装用途箇所(重要装備品)の不良等

通常クレーム車輌 ⇒ 部品代2万円以上

ノークレーム車輌 ⇒ 部品代5万円以上

但し、正常に作動しない原因が消耗品(ワイヤー等)の場合はノークレーム

上物(特殊・特装部品)の年式が年式より2年以上古い場合はクレームとする。

平成25年6月7日(金) 開催オークションより実施JU栃木 流通委員会

55. ハイブリット車輌メインバッテリーに関するクレームについて

低価格車輌、商談、初年度登録より 10 年または走行距離 10 万 km 越えの車輌に関してはノークレームとします。

平成 28 年 11 月 4 日 (金) 開催オークションより実施 J U栃木 流通委員会

56. 「出品申込書」に記載する希望金額は¥30,000 下から売尽しがかかります。 記載希望金額が¥300,000 なら¥270,000 より売尽しがかかります。

平成29年4月12日(水) Ⅰ U栃木オートオークションクレーム規約追記

57. 出品表 POSNo.上部の空欄にオークション出品日を記載してください。 図(1)参照記載がない場合搬入週のオークションに出品となります。

平成 29 年 4 月 12 日(水) J U栃木オートオークションクレーム規約追記



図(1)

58. 出品要領の変更

会場判断・検査員判断で特殊な車輌と判断される車輌に関しては検査をせずブランクでの出品となります。会場判断により出品をお断りする場合があります。

59. ワンプライス (即落) 出品店都合によるキャンセル

ペナルティ 10 万円+AA諸経費+落札店のかかる費用(遺失利益は含まない)

令和元年 10 月 4 日 (金) オークションより実施 J U栃木 流通委員会

JU栃木オートオークション クレーム規約

《 その他の裁定について 》

1. 基本となるクレーム申立期限

クレーム受付期限は、中商連オートオークション統一ルール基準により原則としてオークション 開催日を含めて5日の17:00までとします。

電話または FAX での受け付けとします。事務局個人の携帯への連絡では受付となりません。最終日が休日、休業でも受付の延長はしません。最終日が休日、休業の場合 FAX にて受け付けます。休日、休業明け営業日の午前 10 時までに J U栃木に確認の電話連絡を入れるものとします。FAXの未着および確認連絡が無い場合は、受付となりません。

2. クレーム受付期限延長

落札車両が基本となるクレーム申立期限内に届かない場合、原則として車両到着日翌日の17:00 までクレーム受付期限の延長を認めるものとします。

ただし、J U栃木が認める遠隔地(下記イ参照)、J U栃木の搬出期限内(下記ウ参照)に搬出された場合に限るものとし、且つオークション開催日を含めて5 日以内の17:00 までに主催商組への申請を必要とします。

なお、期間延長の最長はオークション開催日を含めて10日以内の17:00までとします。

イ. クレーム延長対象となる遠隔地について

関連協管内(栃木県・新潟県・群馬県・茨城県・千葉県・埼玉県・東京都・神奈川県・ 山梨県・長野県)、福島県を除く地域を遠隔地と定め、クレーム受付期間の延長を認めます。

口. 車両搬出期限

搬出期限は開催日含む5日間(火曜日17:00までとなります。)

車両の搬出期限延長は認めますが搬出のされないお車に対してクレームの延長申請は受け付けません。

期限を過ぎても搬出されない車両に対しては開催日含む7日経過ごとにレギュラーコーナー手数料相当額のペナルティーが発生する場合があります。

- 3. 災害・天災・悪天候等やむを得ぬ事情(個人都合は除く)で、車輌未着の場合は通常クレーム期間内(オークション開催日を含む 5 日間)に申し出があった場合のみ、当会場の判断によりクレームの延長を認めます。
- 4. 「出品申込書」の記載内容との相違があった場合は、出品申込書の記載内容を優先とします。 出品一覧表・入力データ等は参考資料となります。資料の相違によるクレームは、一切受け付け しません。
- 5. クレームが発生した場合、当会場は、中立的立場で出品店・落札店双方と話し会います。双方とも、クレーム解決に向け、積極的に努力して下さい。
- 6. 当会場が下した裁定に従わない場合は、オークション参加の制限・入場停止等の処置を取る場合 もあります。

- 7. 当会場にて落札後、他のオークション等に転売した場合及び名義変更を完了してしまった場合には一切ノークレームとします。但し、走行距離・冠水・接合・盗難・当会場が認めた場合はこの限りではありません。
- 8. クレームの対象となる部品代(新品価格)が、初年度登録より 10 年未満又は走行距離 10 万キロ 未満の場合 2 万円以下・初年度登録より 10 年以上又は走行距離 10 万キロ以上の場合 5 万円以下 はノークレームとします。欠品も初年度登録より 10 年未満又は走行距離 10 万キロ未満の場合は 2 万円以下・10 年以上又は走行距離 10 万キロ以上の場合は 5 万円以下はノークレームとします。 工賃はクレームの対象としません。
- 9. クレームの申し立て及び受付は、クレーム受付期間内に一度の受付とし、同一車輌に対して複数 回のクレームは受付しません。但し、AA当日・搬出前のクレーム及び走行距離・グレード・年 式・その他、当会場が認めた場合はこの限りではありません。
- 10. 出品車両の乗車定員は「出品申込書」に記入する必要があり、特にバン・ワゴン系に於いての乗車定員未記入の場合は、当会場の判断によりクレームとなる場合があります。
- 11. 輸入車は、ディーラー車・並行車・モデル年式・登録年式を「出品申込書」に記入して下さい。 未記入の場合は不明扱いになります。
- 12. 社外品は、「出品申込書」の不良内容・欠品・注意事項の欄に記入して下さい。未記入の場合はクレームとなる場合があります。また、社外品が多数ある場合は「社外品多数」と記入して下さい。
- 13. ローカルルールが一部適応になる場合があります。なお、ローカルルールは中商連オートオークション統一ルール基準に優先するものとします。
- 14. クレーム申し立てにより、ディーラー等にて見積もりを取る場合、その費用は落札店が負担するものとし、申し立てした日を含めて7日以内にJU栃木に見積り書を提出する事とする。但し、JU栃木が認めた場合、7日間延長ができる。申し立てをした日を含めて、7日以内に見積り書の提出がない場合、当該クレームの申し立ての意思が無いものとみなし、当該クレームを認めない。なお、JU栃木は催促及び期限の告知をしないので、クレーム申し立てをした会員が期限内に提出する事とする。
- 15. 部品支給にて対応する場合は、出品店より直接落札店へ送付できることとします。送料は出品店 負担とします。出品店が当会場に部品を持って来た場合は、落札店への送付費用実費を請求させ て頂きます。
- 16. ナビ・TV・オーディオ・エアコン等のリモコン・ナビロム等の付属品は、書類と一緒に当会場 へ提出するものとし、出品車に入れたままで盗難にあっても当会場に責任はなく、出品店の責任 としてクレームを受け付けます。
- 17. クレームでキャンセルとなった場合、成約料・落札料・落札店の掛かる諸費用(販売逸失利益は 含まない)は出品店負担となります。
- 18. 「R点」評価車両で、「出品申込書」に記載のある修復歴内容以外に事故部位があった場合でも一切ノークレームとします。
- 19. 出品店は、瑕疵箇所・欠品等については自己申告が前提となっております。紛らわしい表現及び見にくい表示の場合は当会場の判断によりクレームとします。
- 20. エンジン・ミッション不良・異音がある場合、「出品申込書」にその旨の記載が必要です。記載のない場合又は紛らわしい表現及び見にくい表示の場合はクレームとします。尚、エンジン・ミッション不良・異音の記載がある場合は、エンジン・ミッションについての不具合は一切ノークレームとします。
- 21. 落札店が、クレームの申し立てをする場合は必ず当会場に連絡するものとし、当会場に許可なく 出品店若しくは前名義人等に直接連絡することを禁止します。

- 22. 評価点付車輛が、再検査の結果「R点及び評価点違い」となりキャンセルとなった場合の落札店の掛かる陸送費は、出品店と当会場にて折半とします。
- 23. 出品車輌の内外装評価 (A・B・C・D・E) 並びに事故評価については、あくまでも参考であり、万一違いが生じたとしても一切ノークレームとします。
- 24. 輸出目的の為に落札した車輛で、書類到着又はクレーム申請前に日本を出国した場合は一切ノークレームとします。又、入国先のバイヤー等からクレームによるペナルティー等が発生しても当会場は一切認めないこととします。
- 25. 低価格車とは、落札価格が 20 万円未満の車輌(登録車・軽自動車)とします。尚、落札価格に手数料、消費税等は含まれません。
- 26. オークション開催日の落札店都合によるキャンセルは、当該車輌のセリ終了後、商談成約 30 分以内に申し出があった場合のみ、ペナルティー5 万円+出品料+成約料+落札料を科してキャンセルとします。当該車輌のセリ終了後、商談成約 30 分以降に申し出があった場合は、双方の話し合いと致します。
- 27. オークション開催日の出品店都合によるキャンセルは、当該車輌のセリ終了後 30 分以内に申し出があった場合のみ(ペナルティー10 万円+出品料+成約料+落札料)を科してキャンセルとします。当該車輌のセリ終了後 30 分以降に申し出があった場合は、(ペナルティー10 万円+出品料+成約料+落札料+当会場が認める諸費用(販売遺失利益は含まない)を科してキャンセルとする。
- 28. 非課税車輌と判明した場合の消費税返還受付期間は、書類発送後 10 日間とします。尚、課税車輌か非課税車輌かの判断につきましては、各メーカーのお客様相談室に問い合わせて、非課税車輌と回答があった場合のみ、消費税を返還致します。
- 29. 現状車は、機関・機構の不良・欠品等でも一切ノークレームとします。自走可能な車輌が後に何かの原因により自走不可となった場合でも、けい引が可能であればノークレームとします。
- 30. 現状車で冠水の申告がない場合はクレームとなります。クレーム受付期間は、AA当日を含む3ヶ月間とします。尚、JU栃木が相当と判断した場合に限り、ペナルティー5万円+諸経費とさせて頂きます。
- 31. 「出品申込書」のセールスポイントの欄は、出品車輌のセールスとなるもの(純正・社外品を問わず)を記入する欄とし、記入した装備品や内容が不良・欠品・記載違いの場合はクレームとなります。
- 32. 「出品申込書」の不良内容・欠品・注意事項の欄は、出品車輌の不良箇所・不良内容などを具体的に記入する欄、又は装備品の欠品・社外品装着がある場合の記入欄とさせて頂き、記入のない場合又は落札店に不利益を与える表現、表示はJU栃木・流通委員会判断によりクレームになります。
- 33. 車台番号の不鮮明なものや職権打刻車は、外車・国産車共に「出品申込書」の注意事項欄に記入して下さい。未記入の場合はクレームになります。
- 34. 「出品申込書」に虚偽の記入や記入に誤りがあった場合はクレームになります。尚、内容によりペナルティーを出品店に科します。
- 35. 「出品申込書」に車体色と色コードは必ず記入して下さい。基本的に車体色と色コードが違う場合は色コードを優先とします。
- 36. 車検証に形式に「改」が入っている場合は、「出品申込書」の形式欄に「改」を記入し構造変更された車輌は注意事項欄に構造変更の内容を記入して下さい。
- 37. キャンピング車・放送宣伝車など8ナンバー登録車は、それぞれのキット付が標準です。「出品申 込書」にキットの有無を記入して下さい。
- 38. メーター1 回転が証明できる車輌は、「出品申込書」の走行欄に合算距離を記入して頂き、必ずメーター1 回転の旨と現メーターを記入して下さい。尚、証明が出来ない場合は、メーター改ざん車扱いになります。

- 39. マイル表示の場合は、1.6 倍に変換した走行キロを「出品申込書」の走行欄に記入し、現在のマイルメーターは、注意事項に記入して下さい。
- 40. 出品車輌が車検付の場合は、「出品申込書」に車検月・登録番号を必ず記入して下さい。車輌にナンバープレートが装着されていることが前提となります。名義変更中車輌(普通車)は出品出来ません。出品された場合は、出品取消しとなります。(出品料は徴収致します。)
- 41. ダブル移転、相続移転書類は原則として受付けないものとする。
- 42. 落札店が名義変更し、自動車税の精算が終了した後に、抹消登録を行い、電話連絡を事務局にした場合に限り、自動車税の再精算を行います。
 - (ア)但し、再登録日より3日以内に連絡を頂いた場合のみ受付とします。
- 43. 出品店は書類の期限が 20 日間以上のものとする。20 日間未満のものは、落札店が承諾のもと 1 万円のペナルティーを落札店に支払うものとする。
- 44. スタート価格は、オークション開催日の「出品リスト」に記載されます。又、希望価格は、成約 時の基本価格となりますのでいずれも必ず「出品申込書」に記入して下さい。
- 45. 「自賠責保険証」が離島の場合は、「出品申込書」に記入して下さい。未記入の場合は本土の「自 賠責保険証」を提出頂きます。
- 46. 事業用ナンバーのついている車輌は、出品出来ません。出品された場合は、出品取消しになります。(出品料は徴収します)
- 47. 出品店は「出品申込書」にナンバー応談と記載をして、落札店の申し出(オークション終了迄) により継続となった場合は、継続書類(納税証明書)を添付して提出するものとします。
- 48. リサイクル券有りの場合は、必ず「出品申込書」にリサイクル料金を記入して下さい。未記入の場合、セリ後の精算は致しません。
- 49. 車検が切れている車輌は、「抹消謄本」で提出するものとします。末梢出品でナンバーを外し忘れて搬出されてしまった場合、出品店は落札店へ返送ペナルティーとして 5 千円支払うものとします。
- 50. 抵当権設定車輌又は差押え等の事実が成約後判明した場合、その費用は全て出品店責任にて負担 し、抵当権・差押え解除の処理を行うものとします。
- 51. 落札店は、軽自動車の転入手続きの際、他府県に転入された場合、前課税者に税請求が発生しないよう軽自動車変更(転出)申請書にて手続きもしくは廃税申告書を全所轄市町村役場に提出して、その写しを当会場に送って下さい。自己申告等でその処理が不完全な場合は、落札店責任とします。出品店より申告を受けて1週間経過しても処置されない場合は、ペナルティーとして1万円を落札店より徴収し出品店に支払い、税止めは出品店で行うものとします。
- 52. S点における評価点相違のクレーム対応について 5点以下に落ちる場合よりクレームとします。

53. 特殊車輌のクレーム対応について

特殊・特装車輌等の上物は正常に作動することを基本とし、正常に作動しない場合はノークレー ムに該当する場合でもクレームになる場合があります。

3 トン吊りクレーン車やタンクローリー車等を出品する際には、上物の検査証・証明書等の必要 書類の有無を記入して下さい。記入のない場合は「有り」とみなし期限切れの場合は「無し」と みなします。

●ノークレームの定義

初年度登録より 10年又は10万キロ経過車輌

R点·低価格車輌

商談成約車輌

下記内容に当てはまるものは、ノークレーム車輌であってもクレームとします。(その他、当会場 が相当と判断したもの)

●特殊。特装用途箇所(重要装備品)の不良等

通常クレーム車輌 ⇒ 部品代2万円以上

ノークレーム車輌 ⇒ 部品代5万円以上

但し、正常に作動しない原因が消耗品(ワイヤー等)の場合はノークレーム

上物(特殊・特装部品)の年式が年式より2年以上古い場合はクレームとする。

平成25年6月7日(金) 開催オークションより実施JU栃木 流通委員会

54. ハイブリット車輌メインバッテリーに関するクレームについて

低価格車輌、商談、初年度登録より 10 年または走行距離 10 万 km 越えの車輌に関してはノーク レームとします。

平成28年11月4日(金)開催オークションより実施「U栃木 流通委員会

55. 「出品申込書」に記載する希望金額は¥30,000 下から売尽しがかかります。 記載希望金額が¥300,000 なら¥270,000 より売尽しがかかります。

平成29年4月12日(水) JU栃木オートオークションクレーム規約追記

56. 出品表 POSNo.上部の空欄にオークション出品日を記載してください。 図(1)参照記載がない場合搬入週のオークションに出品となります。

平成 29 年 4 月 12 日 (水) I U栃木オートオークションクレーム規約追記



図(1)

57. 出品要領の変更

会場判断・検査員判断で特殊な車輌と判断される車輌に関しては検査をせずブランクでの出品と なります。会場判断により出品をお断りする場合があります。

58. ワンプライス(即落)出品店都合によるキャンセル

ペナルティ 10 万円+AA諸経費+落札店のかかる費用(遺失利益は含まない)

令和元年 10 月 4 日(金) オークションより実施 J U栃木 流通委員会

JU栃木オートオークション クレーム規約

《 その他の裁定について 》

- 1. クレーム受付期間は、関連協統一基準による最終受付日の午後 5 時までとします。電話での受付としますが、祝祭日等の場合のみFAXにて受付します。最終日が休日等でも受付日の延長はしません。FAXでの受付の場合、休日明けの午前 10 時までに J U栃木に確認の電話連絡を入れるものとする。FAXの未着および確認連絡が無い場合は、受付となりません。
- 2. 出品申込書の記載内容との相違があった場合は、出品申込書の記載内容を優先とします。 出品一覧表・入力データ等は参考資料となります。資料の相違によるクレームは、一切受け付けしません。
- 3. クレームが発生した場合、当会場は、中立的立場で出品店・落札店双方と話し会います。双方とも、クレーム解決に向け、積極的に努力して下さい。
- 4. 当会場が下した裁定に従わない場合は、オークション参加の制限・入場停止等の処置を取る場合もあります。
- 5. 当会場にて落札後、他のオークション等に転売した場合及び名義変更を完了してしまった場合には一切ノークレームとします。但し、走行距離・冠水・接合・盗難・当会場が認めた場合はこの限りではありません。
- 6. クレーム事項(部品代)が、初年度登録より 10 年未満又は 10 万キロ未満の場合は 2 万円以下・初年度登録より 10 年以上又は 10 万キロ以上の場合は 5 万円以下はノークレームとします。欠品もそれぞれ 2 万円以下・5 万円以下はノークレームとします。工賃はクレームの対象としません。
- 7. クレームの申し立て及び受付は、クレーム受付期間内に一度の受付とし、同一車輌に対して 2 度・3 度のクレームは受付しません。但し、AA当日・搬出前のクレーム及び走行距離・グレード・年式・その他、当会場が認めた場合はこの限りではありません。
- 8. 出品車両の乗車定員は「出品申込書」に記入する必要があり、特にバン・ワゴン系に於いての乗車定員未記入の場合は、当会場の判断によりクレームとなる場合があります。
- 9. 輸入車は、ディーラー車・並行車・モデル年式・登録年式を「出品申込書」に記入して下さい。 未記入の場合は不明扱いになります。
- 10.社外品は、「出品申込書」の不良内容・欠品・注意事項の欄に記入して下さい。未記入の場合は クレームとなる場合があります。また、社外品が多数ある場合は「社外品多数」と記入して下 さい。
- 11. クレーム事由がメーカー保証にて対応できる場合は、ノークレームとします。その際に掛かる 費用は、落札者で負担し保証継承を行いメーカークレームにて修理することとします。但し、 メーカー保証が対応出来ない場合はクレームとします。

- 12. ローカルルールが一部適応になる場合があります。なお、ローカルルールは関連協統一基準に 優先するものとします。
 - ・リモコン等の後日送付により動作確認出来ない装備品のクレームは、リモコン等の発送後 **5** 日間となります。
 - ・落札車輌を自走した事により、オーバーヒート・焼きつき・異音等発生した場合、原因の如何に関わらずノークレームとなります。自走される場合には、車輌確認を必ず行って下さい。
- 13.クレーム申し立てにより、ディーラー等にて見積もりを取る場合、その費用は落札店が負担するものとし、申し立てした日を含めて7日以内にJU栃木に見積り書を提出する事とする。但し、JU栃木が特に認めた場合、さらに3日延長できる。申し立てをした日を含めて、7日以内に見積り書の提出がない場合、当該クレームの申し立ての意思が無いものとみなし、当該クレームを認めない。なお、JU栃木は催促及び期限の告知をしないので、クレーム申し立てをした会員が期限内に提出する事とする。
- 14. 部品支給にて対応する場合は、出品店より直接落札店へ送付できることとします。送料は出品店負担とします。出品店が当会場に部品を持って来た場合は、落札店への送付費用実費を請求させて頂きます。
- 15.ナビ・TV・オーディオ・エアコン等のリモコン・ナビロム等の付属品は、書類と一緒に当会場へ提出するものとし、出品車に入れたままで盗難にあっても当会場に責任はなく、出品店の責任としてクレームを受付ます。
- 16.セールスポイントに記載のある装備品は、正常作動することを前提とし、不良の場合はその旨を記載する必要があります。セールスポイントに記載のある装備が不良・欠品の場合は、年式・ 走行距離・評価点・落札価格問わずクレームとします。
- 17.クレームでキャンセルとなった場合、成約料・落札料・落札店の掛かる諸費用(販売逸失利益は含まない)は出品店負担となります。
- 18.エアバック装着車輌(標準・オプション問わず)で、使用済・不良・欠品等の場合「エアバック不良」・「エアバック欠品」・「エアバックランプ点灯」の記載が必要であり・記載のない場合はクレームとします。「出品申込書」に社外ハンドルと記載がある場合は純正ハンドル(エアバック含む)は無しとさせて頂きます。
- 19. 「R点」評価車両で、「出品申込書」に記載のある修復歴内容以外に事故部位があった場合でも 一切ノークレームとします。
- 20. 出品店は、瑕疵箇所・欠品等については自己申告が前提となっております。紛らわしい表現及 び見にくい表示の場合は当会場の判断によりクレームとします。
- 21.エンジン・ミッション不良・異音がある場合、「出品申込書」にその旨の記載が必要です。記載のない場合又は紛らわしい表現及び見にくい表示の場合はクレームとします。尚、エンジン・ミッション不良・異音の記載がある場合は、エンジン・ミッションについての不具合は一切ノークレームとします。
- 22. 落札店が、クレームの申し立てをする場合は必ず当会場に連絡するものとし、当会場に許可なく出品店若しくは前名義人等に直接連絡することを禁止します。
- 23.評価点付車輛が、再検査の結果「R点及び評価点違い」となりキャンセルとなった場合の落札 店の掛かる陸送費は、出品店と当会場にて折半とします。
- 24. 落札店が、当会場に対してクレームの申し立てをした日から、その後 7 日間経過時点で再度連絡がない場合はノークレームとします。

- **25**. 出品車輌の内外装評価 (A・B・C・D・E) 並びに事故評価については、あくまでも参考であり、万一違いが生じたとしても一切ノークレームとします。
- 26.輸出目的の為に落札した車輛で、書類到着又はクレーム申請前に日本を出国した場合は一切ノークレームとします。又、入国先のバイヤー等からクレームによるペナルティー等が発生しても当会場は一切認めないこととします。
- 27. 低価格車とは、落札価格が 20 万円未満の車輌(登録車・軽自動車)とします。尚、落札価格に 手数料は含まれません。
- 28.離島(沖縄・北海道・四国・九州)については、クレーム受付期間延長を認める。最大でオークション当日を含む7日間とする。
 - ※但し、クレーム延長の受付は、通常受付期間(5日間)に申し出があった場合とする。
- 29.災害・天災等やむを得ぬ事情(個人都合は除く)で、車輌未着の場合は通常クレーム期間内(オークション開催日を含む 5 日間)に申し出があった場合のみ、当会場の判断によりクレームの延長を認めます。
- 30.オークション開催日の落札店都合によるキャンセルは、当該車輌のセリ終了後 30 分以内に申し出があった場合のみ、(ペナルティー5 万円+出品料+成約料+落札料)を科してキャンセルとします。当該車輌のセリ終了後 30 分以降に申し出があった場合は、双方の話し合いと致します。
- 31.オークション開催日の出品店都合によるキャンセルは、当該車輌のセリ終了後 30 分以内に申し出があった場合のみ(ペナルティー10 万円+出品料+成約料+落札料)を科してキャンセルとします。当該車輌のセリ終了後 30 分以降に申し出があった場合は、(ペナルティー10 万円+出品料+成約料+落札料+当会場が認める諸費用(販売遺失利益は含まない)を科してキャンセルとする。
- 32.非課税車輌と判明した場合の消費税返還受付期間は、書類発送後 10 日間とします。尚、課税車輌か非課税車輌かの判断につきましては、各メーカーのお客様相談室に問い合わせて、非課税車輌と回答があった場合のみ、消費税を返還致します。
- 33.現状車は、機関・機構の不良・欠品等でも一切ノークレームとします。自走可能な車輌が後に何かの原因により自走不可となった場合でも、けい引が可能であればノークレームとします。
- 34.現状車で冠水の申告がない場合はクレームとなりクレーム受付期間は、AA当日を含む 5 日間 とします。尚、クレーム対応はキャンセルのみの処理とさせて頂き、その場合に掛かる諸費用 (陸送費・加修費・その他実費) は請求出来ません。車輌代のみの処理とさせて頂きます。
- 35.「出品申込書」のセールスポイント欄は、純正装着のみの記入とし、社外品又は規格外品と重複記入した場合はクレームになります。
- 36.「出品申込書」のセールスポイントの欄は、出品車輌のセールスとなるもの(純正・社外品を問わず)を記入する欄とし、記入した装備品や内容が不良・欠品・記載違いの場合はクレームとなります。
- 37.「出品申込書」の不良内容・欠品・注意事項の欄は、出品車輌の不良箇所・不良内容などを具体的に記入する欄、又は装備品の欠品・社外品装着がある場合の記入欄とさせて頂き、記入のない場合又は紛らわしい表現及び見にくい表示はクレームになります。尚、不良・欠品等の記入がない場合はセールスポイント扱いとし、不良・欠品等の場合はクレームになります。
- 38.車台番号の不鮮明なものや職権打刻車は、外車・国産車共に「出品申込書」の注意事項欄に記入して下さい。未記入の場合はクレームになります。
- 39.「出品申込書」に虚偽の記入や記入に誤りがあった場合はクレームになります。尚、内容によりペナルティーを出品店に科します。

- 40.「出品申込書」に車体色と色コードは必ず記入して下さい。基本的に車体色と色コードが違う場合は色コードを優先とします。
- 41. レスオプション車輌で、「出品申込書」に記入のない場合はクレームになります。
- 42. 車検証に形式に「改」が入っている場合は、「出品申込書」の形式欄に「改」を記入し構造変 更された車輌は注意事項欄に構造変更の内容を記入して下さい。
- 43. キャンピング車・放送宣伝車など 8 ナンバー登録車は、それぞれのキット付が標準です。「出品申込書」にキットの有無を記入して下さい。
- 44. メーター1 回転が証明できる車輌は、「出品申込書」の走行欄に合算距離を記入して頂き、必ず メーター1 回転の旨と現メーターを記入して下さい。尚、証明が出来ない場合は、メーター改 ざん車扱いになります。
- 45. マイル表示の場合は、1.6 倍に変換した走行キロを「出品申込書」の走行欄に記入し、現在のマイルメーターは、注意事項に記入して下さい。
- 46. 出品車輌が車検付の場合は、「出品申込書」に車検月・登録番号を必ず記入して下さい。車輌 にナンバープレートが装着されていることが前提となります。名義変更中車輌(普通車)は出品出来ません。出品された場合は、出品取消しとなります。(出品料は徴収致します。)
- 44. ダブル移転、相続移転書類は原則として受付けないものとする。
- 45. 落札店が名義変更し、自動車税の精算が終了した後に、抹消登録を行い、電話連絡を事務局に した場合に限り、自動車税の再精算を行います。
 - ※但し、再登録日より3日以内に連絡を頂いた場合のみ受付とします。
- 46. 出品店は書類の期限が 20 日間以上のものとする。20 日間未満のものは、落札店が承諾ののもと 1 万円のペナルティーを落札店に支払うものとする。
- 47. スタート価格は、オークション開催日の「出品リスト」に記載されます。又、希望価格は、成 約時の基本価格となりますのでいずれも必ず記入して下さい。
- 48. 「自賠責保険証」が離島の場合は、「出品申込書」に記入して下さい。未記入の場合は本土の「自賠責保険証」を提出頂きます。
- 49. 事業用ナンバーのついている車輌は、出品出来ません。出品された場合は、出品取消しになります。(出品料は徴収します)
- 50. 出品店は「出品申込書」にナンバー応談と記載をして、落札店の申し出(オークション終了迄) により継続となった場合は、継続書類(納税証明書)を添付して提出するものとします。
- 51. リサイクル券有りの場合は、必ず「出品申込書」にリサイクル料金を記入して下さい。未記入の場合、セリ後の精算は致しません。
- 52. 車検が切れている車輌は、「抹消謄本」で提出するものとします。末梢出品でナンバーを外し 忘れて搬出されてしまった場合、出品店は落札店へ返送ペナルティーとして 5 千円支払うもの とします。
- 53. 抵当権設定車輌又は差押え等の事実が成約後判明した場合、その費用は全て出品店責任にて負担し、抵当権・差押え解除の処理を行うものとします。
- 54. 落札店は、軽自動車の転入手続きの際、他府県に転入された場合、前課税者に税請求が発生しないよう軽自動車変更(転出)申請書にて手続きもしくは廃税申告書を全所轄市町村役場に提出して、その写しを当会場に送って下さい。自己申告等でその処理が不完全な場合は、落札店責任とします。出品店より申告を受けて1週間経過しても処置されない場合は、ペナルティーとして1万円を落札店より徴収し出品店に支払い、税止めは出品店で行うものとします。

- ●S点における評価点相違のクレーム対応について
 - ・5点以下に落ちる場合よりクレームとします。
- ●特殊車輌のクレーム対応について
 - 特殊・特装車輌等の上物は正常に作動することを基本とし、正常に作動しない場合はノークレームに該当する場合でもクレームになる場合があります。
 - 3 トン吊りクレーン車やタンクローリー車等を出品する際には、上物の検査証・証明書等の必要 書類の有無を記入して下さい。記入のない場合は「有り」とみなし期限切れの場合は「無し」 とみなします。
 - ※ノークレームの定義
 - ①初年度登録より10年又は10万キロ経過車輌
 - ②R点·低価格車輌
 - ③商談成約車輌
 - ※下記内容に当てはまるものは、ノークレーム車輌であってもクレームとします。(その他、 当会場が相当と判断したもの)
 - ・特殊。特装用途箇所(重要装備品)の不良等 通常クレーム車輌 ⇒ 部品代2万円以上 ノークレーム車輌 ⇒ 部品代5万円以上 但し、正常に作動しない原因が消耗品(ワイヤー等)の場合はノークレーム
 - ・上物(特殊・特装部品)の年式が年式より2年以上古い場合はクレームとする。

平成25年6月7日(金) 開催オークションより実施

JU栃木 流通委員会

即落サポート規約

当規約は栃木県中古車販売店商工組合(以下、JU栃木)の運営するオークションにおける「即落サポート」利用に関する規則を定めるものであり、利用会員は下記規則を尊守のうえ利用するものとします。

利用および制限

- ① 即落サポートにおける全ての取引は現車セリ会場での取引と同様とみなし、本規約で記載の無きものは、 JU栃木会場規約を適用します。
- ② JU栃木会員またはJU入札ネット登録会員で当商組の承認を得たものが即落サポートを利用することが出来ます。ただし、JU栃木判断により適宜利用の制限をすることがあります。

利用料金

① 出品手数料 :無料

成約手数料 : 15,000 円 (税別) /1 台 落札手数料 : 15,000 円 (税別) /1 台

* 手数料は諸事情により変更となる場合があります。

即落サポート出品登録

- ① 直近のJU栃木オークションに出品され流札となった車輌で、なおかつ次週オークションの再出品予定車輌が出品対象となります。
- ② 出品登録はAA当日に所定の申込書に必要事項を記入のうえJU栃木事務局にお申し込み下さい。なお、申込書の誤記入によるトラブルにはJU栃木は一切の責を負わないものといたします。
- ③ 出品登録をした車輌の出品取消、希望価格の変更はJU栃木事務局営業時間内に速やかにお申し出ください。

公開期間

- ① 出品登録された車輌は㈱JUコーポレーションの運営する「即落サポート」にて公開します。
- ② 出品公開期間は翌週水曜日午後5:00 迄です。(金曜日のAA開催日を含め最大6日間)
- ③ 即落サポートで成約しなかった車輌は、次回オークションに自動的に再出品となります。

落札車輌の搬出

- ① 落札車輌の引渡しは、JU栃木事務局にて手数料を含む落札車輌代金の入金確認後となります。JU栃木 会場会員として登録のある会員は、JU栃木での搬出条件を適用いたします。
- ② 落札車輌は速やかに搬出の手続きを行ってください。搬出の遅延は、落札日を含め10日以上経過した場合10,000円、以後1日経過ごとに2,000円のペナルティが発生します。

クレーム

- ① クレーム受付期間は落札日(但し事務局営業時間内)当日を含め5日間、最終日午後5:00迄です。 最終日が事務局休業の場合出品店には翌営業日10:00までにご連絡させていただきます。
- ② 即落サポートでの落札は「談合」扱いとなります。
- ③ クレーム期限延長は JU 栃木クレーム規約追記事項に準じます。

書類と精算

- ① 成約(落札)車輌の計算書は、出品受付された開催回数(開催日)の計算書にて追加計上致します。
- ② 書類期限と名義変更期限は、出品受付された開催回数(計算書にて計上した開催回数)を基準とします。 預かり保証金(自動車税相当額)の扱いも同様とします。
- ③ 書類の提出・代金の決済期限は落札日を基準とします。

その他

- ① 即落サポートに出品中は該当車輌の搬出は出来ません。また、店頭での小売・他オークション会場での販売等、二重売りにご注意下さい。二重売りに関するトラブルは全て出品店責任とし、JU栃木は一切の責任を負いません。
- ② 出品店都合・落札店都合によるキャンセルは落札日の翌JU栃木事務局営業日の12:00 までに申し出てくだい。キャンセルペナルティはJU栃木会場規約に準じます。
- ③ 即落サポートに対する下見サービスは実施しておりません。